

# 申告は忘れずお早めに

申告期限  
平成22年  
3月15日まで



平成21年中(平成21年1月1日~12月31日)所得の申告時期となりました。申告は平成22年度の住民税の課税や国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・児童手当などの算定基礎となる非常に重要なものです。これらのサービスを受けているかたは、収入がなくても必ず期間中に申告してください。

## 2月12日(金)~3月15日(月) 住民税の申告は市税務課へ

次のいずれかに該当するかたは、確定申告をする必要がなくても住民税の申告書を提出しなければなりません。

- ▼平成22年1月1日現在で鳴門市に居住しているかたのうち21年中に営業・農漁業・利子・配当・不動産・譲渡・一時所得・雑所得があったかた
- ▼給与所得者で次のいずれかに該当するかた
  - ①給与所得のほか農業・

- ②年末調整を受けていないかた
- ③給与以外の所得合計額が20万円未満のかた
- ▼21年中に退職所得があり特別徴収されていないかた

### 申告に必要な物は

- 印鑑
- 源泉徴収票原本または支払調書(給与・公的年金など・個人年金・報酬など)

- 満期保険金など一時金の支払い内訳書
- 営業所得や農業所得、不動産所得などがある場合、収入、経費が分かる明細書や領収書およびそれらを基に作成した収支内訳書

### 各種控除を受ける場合の必要書類

- 医療費控除：医療費の領収書および保険金など補てん金額のわかるもの
- 社会保険料控除：申告者および生計を共にする配偶者や親族にかかる保険料(国保料・国民年金保険料・任意継続保険料など)の納付・控除証明書または領収書
- 生命保険料控除：申告者および扶養家族名義の一般生命保険・個人年金保険支払証明書
- 地震保険料控除：地震保険料および旧長期損害保険料支払証明書
- 寄附金控除：受領書または証明書
- 障害者控除：障害者手帳、療育手帳、市介護保険課発行の障害者控除対象者認定書など
- 住宅借入金等特別控除：家屋・土地の登記簿謄本または抄本、家屋・土地の売買契約書、住民票の写し、年末残高証明書など

### 住民税の申告相談の日程と会場

受付時間は、午前9時30分~午後4時

瀬戸公民館	2月12日(金)・15日(月)
室撫佐漁協	2月15日(月)
堀江公民館	2月16日(火)・17日(水)
板東公民館	2月18日(木)・19日(金)・22日(月)
新鳴門漁協	2月22日(月)
北泊漁協	2月23日(火)
大毛集会所	2月24日(水)・25日(木)
北灘公民館	2月26日(金)・3月1日(月)
鳴門公民館	3月2日(火)
里浦漁協	3月3日(水)
市役所 共済会館	3月4日(木) = 木津・南浜・斎田
	3月5日(金) = 黒崎・大桑島・小桑島
	3月8日(月) = 林崎・北浜・立岩
	3月9日(火) = 岡崎・弁財天・里浦・粟津
	3月10日(水) = 大幸・段関・備前島
	3月11日(木) = 木津野・大代
	3月12日(金) = 吉永・矢倉
	3月15日(月) = 徳永・長江

### 収入が公的年金のみの場合

- ①前年中の収入が公的年金のみで次のいずれかに該当する場合は住民税が減額あるいは非課税となる場合があります。(毎年申告をしていないかたで住民税が課税されているかた)
- ②年金の扶養申告書が未提出で、配偶者控除、障害者控除および寡婦(夫)控除を受けていないかた
- ③前年中に、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を普通徴収で納めたかた

### e-Tax(国税申告システム)などで必要な電子証明書の発行

e-Taxなどを利用し、税の申告や納税を行うかたは、公的個人認証サービスの電子証明書が必要です。鳴門市役所では、本庁舎1階市民課で発行しています。

- 住民基本台帳カード(ICカード)(新たに発行の場合は、市民課窓口で手数料500円。発行まで数日間かかります。)
- 運転免許証などの顔写真付きの公的証明書(顔写真付きの住民基本台帳カード(ICカード)をお持ち頂いた場合は必要ありません。)
- 手数料500円(電子証明書発行手数料)

問 市役所市民課(☎684・1135)

## 2月から 市税の証明、閲覧について 本人確認を行います

市役所税務課では、個人情報保護や本人になりました各種証明の不正な請求を防ぐため、各種証明および固定資産税の閲覧・縦覧の場合、本人確認を行います。



2月1日から窓口で官公署が発行した身分証明書(運転免許証・パスポート・保険証等)など本人確認ができる書類の提示を求めますので、ご協力をお願いします。

- ※2月1日～3月31日は、試行期間で厳密な実施は4月1日(木)からです。
- ※本人確認書類などの提示があっても、必要と判断した場合は、身分証明書のコピーや口頭質問、電話確認などを行うことがあります。

問 市役所税務課(☎684・1131)

国税庁ホームページ  
(<http://www.nta.go.jp/>)  
「確定申告書等作成コーナー」で、所得税、贈与税及び消費税(地方消費税含

ご自宅のパソコンで申請書などの作成ができます。

所得税の申告書の提出  
税務署には、「所得税の確定申告の手引き」などを備えています。手引きなどを参考に自身で作成し、電子申告または郵送などでの申告をお願いします。

## 税務署からのお知らせ

所得税の申告書の提出

税務署には、「所得税の確定申告の手引き」などを備えています。手引きなどを参考に自身で作成し、電子申告または郵送などでの申告をお願いします。

む)の申告書などを簡単に作成することが出来ます。



作成した申告書はインターネットを利用して、直接電子申告するか普通紙(A4)に印刷し添付書類とともに郵送等で税務署に提出してください。

贈与税の申告と納税をお忘れなく!

平成21年中に、個人からもらった財産の価値が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要になります。なお、贈与により取得した

財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要になりますのでご注意ください。

平成21年分確定申告書等の提出および納税期限

◇所得税・贈与税  
…3月15日(月)

◇消費税および地方消費税  
…3月31日(水)

◆所得税の相談および受付は、2月16日(火)からです。(還付申告のかたは1月から申告書の提出が出来ます)

◆贈与税の相談および受付は2月1日(月)からです。

◆土・日・祝日は鳴門税務署での相談および受付は行っていません。(郵送または時間外収受箱などをご利用ください)

振替納税の場合の振替納付日

◇所得税 …4月22日(木)

◇消費税および地方消費税 …4月27日(火)

※預金残高の確認をお願いします

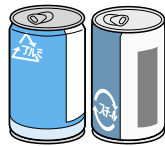
問 鳴門税務署(☎685・4101)

## クリーンセンターからのお知らせ

問 市クリーンセンター廃棄物対策課  
☎683・7573 / FAX683・7579

### 市指定ごみ袋での缶類の出し方

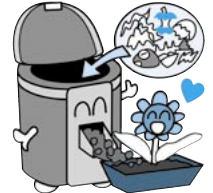
市クリーンセンターでは、缶用磁選機・缶用アルミ選別機の導入により、飲料用アルミ缶・飲料用スチール缶をアルミ・スチール缶のいずれか同一の市指定ごみ袋に入れて出すことができます。ただし、ごみ出しできるのは、ジュースやビールなど飲料用缶に限られます。



飲料用缶以外のアルミ缶・スチール缶は、分別して地域の資源ごみ回収団体に出して頂くか、燃やせないごみの市指定ごみ袋に入れて、燃やせないごみの収集日に出してください。

### 電気式生ごみ処理機の購入補助

市では、電気式生ごみ処理機の購入補助を行っています。今まで補助を受けた事の無い世帯と、前回補助を受けた日から5年以上を経過している世帯を対象に、購入金額の2分の1(上限3万円)を補助します。平成21年度の残り募集台数は35基(先着順)です。



【申し込み】 購入の前に廃棄物対策課または市役所市民生活安心課に備え付けの申請用紙に、世帯主の名前・処理機の名称・購入予定金額・購入店(鳴門市内に限ります)など必要事項を記入し、朱肉を使う印鑑を押印して申し込んでください。

※申請前に処理機を購入すると補助を受ける事ができませんのでご注意ください。前回の受給年月日が不明な場合は、廃棄物対策課まで問い合わせください。